平成２２年（フ）第６２５号
広島市安佐北区安佐町大字後山甲868番地
債務者　國定　久恵
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６９号
広島市西区井口鈴が台１丁目５番17号
債務者　江口　順子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６８１号
広島市安佐北区あさひが丘５丁目14番４－２号
債務者　信友　龍二
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７５号
広島県呉市本通４丁目６番６―402号
債務者　廣延　尊志
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第７７号
広島県呉市阿賀南４丁目１番11号
債務者　吉田設計こと　吉田　末廣
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第７９号
広島県呉市東中央２丁目２番19―502号
債務者　中島　仁美（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第８５号
広島県呉市晴海町２番12号
債務者　多田　　宏
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第８６号
広島県豊田郡大崎上島町中野5918番地９
債務者　守山　直人
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第８７号
広島県呉市本町６番８―204号
債務者　金川　淺子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第５９号
広島県三原市本郷南１丁目11番18号
債務者　下浦百合子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
高知市仁井田1221番地５
債務者　前野誠一郎
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６４号
福岡県嘉麻市上臼井1934番地
債務者　吉門　豊和
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１０２号
福岡県うきは市吉井町鷹取字八龍1218―２　カーサグラードⅠ―103号室、前住所福岡県うきは市吉井町291番地５
債務者　樋口　厚子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１６６号
福岡県久留米市国分町722番地４
債務者　松村　謙一
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２７３号
大分市下郡南４丁目１番６―802号三和コーポ下郡
債務者　高橋めぐみ（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３２号
大分県日田市中城町２番１号
債務者　今村　弘志
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第３３号
大分県日田市三本松１丁目７－８　ＮＴビル203号
債務者　山崎　俊和
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第６００号
宮崎市江平東１丁目８番39号　宮崎ナガツマンション305号
債務者　春成　信浩
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所破産係